

政令第 号

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十九号）の施行に伴い、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

表第二号中「又は法第十六条第一項の抹消登録」を「輸出抹消仮登録又は一時抹消登録」に改め、同表中第十七号を第二十号とし、第十四号から第十六号までを三号ずつ繰り下げ、第十三号を第十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

<p>十五 法第七十二条の三の規定による証明書の交付を請求する者</p>	<p>一 自動車一両ごとに作成する証明書</p> <p>イ 現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一件につき三百円</p> <p>ロ 現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの 一件につき</p>
--------------------------------------	---

	<p>千円（保存記録ファイルに記録されている事項に係るものの枚数が一枚を超える場合にあっては、千円にその超える枚数一枚ごとに三百円を加算した額）</p> <p>百円を加算した額）</p> <p>二 三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一枚につき四百円</p>
--	--

表第十二号を同表第十四号とし、同表第十一号中「抹消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改め、同号を同表第十三号とし、同表中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同表第八号中「抹消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改め、同号を同表第十号とし、同表第七号を同表第九号とし、同表第六号中「一枚につき次に掲げる金額」を削り、「係るもの 三百円」を「係るもの 一件につき三百円」に、「千円（二枚目以降は、三百円）」を「一件につき千円（保存記録ファイルに記録されている事項に係るものの枚数が一枚を超える場合にあっては、千円にその超える枚数一枚ごとに三百円を加算した額）」に、

「四百円」を「一枚につき四百円」に改め、同号を同表第八号とし、同表中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 法第十五条の二第五項又は第十六条第八項の規定による一時抹消登録証明書の交付を受ける者	一両につき三百五十円
五 輸出予定届出証明書の交付を申請する者	一両につき三百五十円

附 則

この政令は、平成十七年一月一日から施行する。

## 理由

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴い、輸出抹消仮登録の申請等に係る手数料の額を定める等の必要があるからである。